平成２３年（フ）第４７号
福島県須賀川市栄町125番地２
破産者　井野元　正
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
福島県須賀川市岡東町153番地
破産者　三瓶　景子
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
横浜市南区万世町１丁目13番地　Ｂ．Ｐｅｒｓｉｍｍｏｎ―201
破産者　田中　勝志
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６９号
横浜市保土ケ谷区境木本町24番２号
破産者　川野　　隆
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１５号
横浜市戸塚区汲沢町1282番地４
破産者　吉川みどり
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３９号
横浜市保土ケ谷区仏向町316番地　サンクレスト和田町406
破産者　並木　大典
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９２号
神奈川県綾瀬市小園596番地　テラスタチカワＢ101
破産者　川野　幸一
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４－１号棟713号
破産者　舟山美智代（旧姓大久保）
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４号
石川県七尾市和倉町ワ部２番地４
破産者　越田　　功
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
石川県加賀市小塩辻町ケ50番地１
破産者　関　　勝雄
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１７２号
長野県飯山市大字飯山7302番地７
破産者　大島　一朗
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1149番地の32
破産者　仙田　禎賢
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第９６１号
京都府久世郡久御山町栄２丁目１番地の62、住民票上の住所京都府久世郡久御山町東一口36番地２
破産者　坂井　利明
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
京都府福知山市字篠尾851番地の２、開始決定時の住所京都府福知山市字岡ノ９番地の83
破産者　合田　昌平
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
京都府綾部市高津町谷尻21番地の１
破産者　塩見　　勉
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
香川県観音寺市池之尻町407－４号、開始決定時住所香川県高松市国分寺町福家甲1706番地１
破産者　田口　寛和
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２４４号
香川県高松市上之町１丁目11番１―301号
破産者　鹿庭　國昭
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０２号
大阪府大阪市西区九条２丁目１番７号　富士プラザ九条801号、開始決定時の住所愛媛県松山市土居田町170番地　第二松本マンション203号
破産者　三好　茂広
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県八女郡広川町大字藤田969番地
破産者　案納　芳枝
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部